

平成 24 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ボックスグループ  
代表者名 代表取締役社長 岡 田 努  
( J A S D A Q ・ コード 4306 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 砂 長 淳 洋  
TEL 03-5793-7836

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1) ②において定義いたします。）の取得について平成 24 年 2 月 21 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件（A）」）

###### (1) 変更の理由

平成 23 年 12 月 14 日付当社プレスリリース「株式会社博報堂による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてお知らせいたしましたとおり、株式会社博報堂（以下「博報堂」といいます。）は、平成 23 年 10 月 18 日から当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、平成 23 年 12 月 13 日に終了しております。本公開買付けの結果、博報堂は、平成 23 年 12 月 20 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 118,865 株（議決権の数：118,865 個。当社が平成 23 年 11 月 11 日付で提出した第 23 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（125,974 個）に、平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 11 月 11 日までの間に、新株予約権を行使することにより発行された普通株式 1,518 株に係る議決権の数（1,518 個）を加えた数（127,492 個）に占める割合：93.23%（小数点以下第 3 位を四捨五入）及び新株予約権 8,207 個（株式に換算した数 8,434 株）を保有するに至りました。

博報堂の平成 23 年 10 月 11 日付プレスリリース「株式会社ボックスグループ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、博報堂は、当社と博報堂の両社がより親密に協働することで、最終的な顧客との接点であるフィールドマーケティングからマスマーケティングまで、一貫したラインナップによるサービスの提供が可能となり、また、両社の提供するサービスの質についてもより一層の向上が期待され、両社の得意先企業に対して、より効果的なサービスの提供ができると考えております。さらに、博報堂は、①事業環境が劇的かつ急速な変更を続けている局面においては、博報堂の 100%資本の下で、博報堂が当社に対してノウハウ・リソースを提供しながら、両社が完全一体化した運営を行うことが、戦略実行のスピードアップ、シナジー効果の早期実現及び最大化に不可欠と考えたこと及び②当社事業が博報堂のバリューチェーンにおいて重要、かつ不可欠であると判断したこと等から、当社を完全子会社

化する意向の下、当社の株式及び新株予約権を対象とした本公開買付けを実施いたしました。

当社といたしましても、平成23年10月11日付当社プレスリリース「株式会社博報堂による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付け及びその後の完全子会社化のための取引の是非及び条件について博報堂との間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、当社の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、博報堂グループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要があり、そのためには、博報堂の完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達しました。すなわち、博報堂の完全子会社となることにより、当社は短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立った経営資源の選択と集中を進めることが可能になるとともに、これまで以上に迅速な意思決定の下で、経営戦略の実践を行うことが可能となります。さらに、当社は、潜在的な利益相反の問題等当社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、博報堂グループの一員として、営業面での協業、人事交流、一部業務の共有化等、グループとしての一体化・シナジーの追求を積極的に推進することが可能となります。

そこで、当社は、平成23年10月11日開催の当社取締役会において、利益相反回避の観点から西岡雄彦氏を除き、当社取締役全員が出席し、大和証券キャピタル・マーケット株式会社より取得した株式価値算定書、村田・若槻法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けを実施したうえで博報堂の完全子会社となることが当社の企業価値の向上、持続的な発展へとつながる最善の選択肢であり、また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及びその他の本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものと判断し、当該審議及び決議に参加した当社取締役3名の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しております。

以上を踏まえ、当社は今般、博報堂からの要請を受け、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社を博報堂の完全子会社とするために必要な以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

なお、当社は、本完全子会社化手続の実施に関し、下記V. のとおり、当社の支配株主との間に利害関係のない当社の社外監査役2名（藤井満氏及び橘稔人氏、両名とも独立役員であります。）より、(i)本公開買付け及び本完全子会社化手続からなる当社を博報堂の完全子会社とするための取引は全体として当社の企業価値の向上に資するものであること、(ii)本完全子会社化手続の検討及び意思決定過程は少数株主を含む当社株主の利益に配慮したものであること、並びに(iii)本件取得（下記V. において定義いたします。）の諸条件（取得の対価を含みます。）の公正性・妥当性が確保されていることから、本件取得を含む本完全子会社化手続を実施することは当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書を平成24年1月23日付でしております（詳細については、下記V. をご参照下さい。）。当社は、平成24年1月23日開催の当社取締役会において、当社取締役全員が出席し、上記社外監査役の意見その他の関連資料を踏まえ慎重に検討した結果、本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではなく、かつ、当社の企業価値向上に資するものと判断し、出席した当社取締役全員一致で本完全子会社化手続の実施（本臨時株主総会及び本種類株主総会の付議議案の決定）を決議しております（なお、当社の取締役であった西岡雄彦氏は、平成23年12月20日をもって当社の取締役を辞任しております。）。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式とは別の下記（2）に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行することができる旨の定めを設けます。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを設けます（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によってその全部（自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合には、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を8,900分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議に

よって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式8,900分の1株の割合をもって交付いたします。なお、博報堂以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得た上で、博報堂に対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に25,000円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件（A）」は本完全子会社化手続のうち①をご提案するもので、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引き換えに交付する普通株式とは別の種類の株式（A種種類株式）を発行できる旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件（A）」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（A）」に係る議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものいたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、590,524株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、590,524株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は590,524株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は20株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（A種種類株式）</u> 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会  (新 設)	第 3 章 株主総会  <u>(種類株主総会)</u> 第 15 条の 2 第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第 14 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 2. 全部取得条項に係る定款の一部変更の件（「定款一部変更の件（B）」）

### (1) 変更の理由

「定款一部変更の件（B）」は、上記 1. でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち②をご提案するものであり、「定款一部変更の件（A）」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、「定款一部変更の件（A）」の定款変更により発行することが可能となる A 種類株式を 8,900 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件（B）」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（A）」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」（下記Ⅱにおいて定めます。）がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件（B）」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 3 月 26 日をもって、その効力を生じるものといたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

「定款一部変更の件（A）」に係る変更後の定款	追加変更案
第 2 章 株式  (新設)	第 2 章 株式  <u>(全部取得条項)</u> 第 6 条の 3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引き換えに、普通株式 1 株につき A 種類株式を 8,900 分の 1 株の割合をもって交付する。
(新設)	附則
(新設)	第 1 条 本定款第 6 条の 3 の規定は、平成 24 年 3 月 26 日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本条を削るものとする。

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

上記 I. 1. でご説明いたしましたとおり、当社は、博報堂による当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に資するものと判断し、株主様のご承認を頂くことを条件として、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

本議案は、本完全子会社化手続のうち③をご提案するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件 (A)」及び「定款一部変更の件 (B)」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件 (A)」による定款変更に基づき当社が新たに発行することが可能となる A 種種類株式を交付するものです。A 種種類株式は、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、8,900 分の 1 株の割合をもって交付されることとなります。

なお、当該交付がなされる A 種種類株式の数は、上記 I. 1. でご説明いたしましたとおり、博報堂以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されており、かかる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却による代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て、博報堂に対して A 種種類株式を売却することを予定しております。また、この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に 25,000 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件 (A)」及び「定款一部変更の件 (B)」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（平成 24 年 3 月 25 日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 8,900 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。

#### (2) 取得日

平成 24 年 3 月 26 日（月）

#### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件 (A)」及び「定款一部変更の件 (B)」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件 (B)」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件 (B)」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### Ⅲ. 上場廃止について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件（B）」、「定款一部変更の件（B）」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件（B）」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成24年2月21日から平成24年3月20日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年3月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

### Ⅳ. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年2月21日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件（A））の効力発生日	平成24年2月21日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年2月21日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年2月22日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成24年3月19日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年3月21日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年3月25日（日）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件（B））の効力発生日	平成24年3月26日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成24年3月26日（月）

### Ⅴ. 支配株主との重要な取引等に関する事項

博報堂は、当社の議決権の93.23%（当社が平成23年11月11日付で提出した第23期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数（125,974個）に、平成23年10月1日から平成23年11月11日までの間に、新株予約権を行使することにより発行された普通株式1,518株に係る議決権の数（1,518個）を加えた数（127,492個）に占める割合。小数点以下第3位を四捨五入。）を所有していることから、上記Ⅱ.に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成23年12月22日付コーポレートガバナンス報告書「Ⅰ. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、親会社である株式会社博報堂DYホールディングス（博報堂の完全親会社に当たります。）及び博報堂との協力関係を保ちながらも自立性を保った経営を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、当社は、両社と営業上の取引を行う場合には、他の取引先と同等の条件によることとしつつ、営業外の重要な取引を行う場合には、親会社と親会社以外の少数株主の利益が実質的に相反するおそれの有無に鑑み、必要に応じて外部専門家から意見を取得するなど、取引の公正性を担保するための措置を講じ、取締役会において十分な審議を経た上で行うこととしております。

当社は、上記Ⅱ. 1. のとおり、A種種類株式の売却後に各株主様に交付される金銭の額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（平成24年3月25日とすることを予定しております。）において各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に25,000円（本公開買付

価格) を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

博報堂が当社を完全子会社化する取引の一環をなし、本件取得の前提となる本公開買付けの公正性(本公開買付け価格の公正性を含みます。)を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成 23 年 10 月 11 日付当社プレスリリース「株式会社博報堂による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおりです。

また、当社は、本件取得を含む本完全子会社化手続の実施に関し、当社の支配株主との間に利害関係のない当社の社外監査役 2 名(藤井満氏及び橘稔人氏、両名とも独立役員であります。)より、(i) 当社が博報堂の完全子会社となることによって、中長期的な視点に立った経営資源の選択と集中を進めることが可能になること、これまで以上に迅速な意思決定の下で経営戦略の実践を行うことが可能となること、博報堂グループとしての一体化・シナジーの追求を積極的に推進することが可能となること、両社の得意先企業に対してより効果的なサービスの提供ができること、及び博報堂グループの一員となることで当社の信用力はより一層向上すること等からすれば、本公開買付け及び本完全子会社化手続からなる当社を博報堂の完全子会社とするための取引は、全体として当社の企業価値の向上に資するものであること、(ii) 本公開買付けに関して行われた検討及び意思決定過程について、その経緯に特段不合理なところはなく、公正性の担保や利益相反の排除等への配慮についても、本公開買付け及び本完全子会社化手続の特質に鑑みて必要十分な対応がなされていること、及び本完全子会社化手続の実施についても、本公開買付けの結果を受け、平成 24 年 1 月 23 日開催の当社取締役会において、当社取締役全員が出席し、上記社外監査役 2 名の意見その他の関連資料を踏まえ慎重に検討した上で決定することが予定されていること等からすれば、本完全子会社化手続の検討及び意思決定過程は少数株主を含む当社株主の利益に配慮したものであること、並びに(iii) 本公開買付けについては、当社と博報堂の双方において、それぞれ、独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、その結果を踏まえて慎重な検討を経て決定されたものと認められること、各株式価値算定書を踏まえた両社(主として当社)における本公開買付け価格の検討過程においては、独立した法律事務所からの助言、利害関係を有しない取締役全員の承認など、公正性の担保や利益相反の排除について十分留意されていること、及び本公開買付けの終了後に当社の企業価値に特段の変動を生じるような事情は発生していないものと認められること等からすれば、本件取得の諸条件(取得の対価を含みます。)の公正性・妥当性が確保されていることから、本件取得を含む本完全子会社化手続を実施することは当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を平成 24 年 1 月 23 日付で得ております。

当社は、平成 23 年 1 月 23 日開催の当社取締役会において、当社取締役全員が出席し、上記社外監査役の意見その他の関連資料を踏まえ慎重に検討した結果、本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではなく、かつ、当社の企業価値向上に資するものと判断し、出席した当社取締役全員一致で本完全子会社化手続の実施(本臨時株主総会及び本種類株主総会の付議議案の決定)決議しております(なお、当社の取締役であった西岡雄彦氏は、平成 23 年 12 月 20 日をもって当社の取締役を辞任しております。)

当社は、以上を踏まえ、本件取得を含む本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではないと判断しておりますので、本件取得は上記指針に適合していると考えております。

以 上